

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年1月27日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし  
 区分 II : 該当なし  
 区分 III : 該当なし  
 その他 : 9 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	工具管理センター管理のシリンダーゲージ校正時、当該計器精度の管理値外れが認められたため、当該計器を修理・調整し、再校正すると共に使用履歴を調査。	G III	
2	2号機	タービン建屋地下1階に設置される消火栓(1箇所)において、出水不良が認められたため、当該消火栓の設備点検を行うと共に近傍への大型消火器を配備。	G II	H23.2.22再審議にてグレード変更「III→II」
3	2号機	主復水器連続洗浄装置ボール捕集器(A)出口弁(A~D)において、シートリークが認められたため、当該弁を補修。	G III	
4	3号機	原子炉建屋原子炉棟高電導度廃液サンプ(B)において、同サンプに油分が認められたため、当該サンプの油を除去すると共に油の混入原因を調査。	G III	
5	4号機	原子炉建屋地下1階エレベータ前通路において、床面に設置されるスロープ(鋼板製)の変形が認められたため、当該スロープを修理。	G III	
6	4号機	設備パトロール時、非常用ディーゼル発電機(A)電気品室給気処理装置入口外気温度計の指針変形が認められたため、当該温度計を修理。	G III	
7	1.2号廃棄物処理設備	濃縮廃液ポンプ(C)吐出弁(空気作動)において、作動用空気配管に設置されるオイルフィルターの給油口よりエアリーク(少量)が認められたため、当該オイルフィルターを交換。	G III	
8	3.4号廃棄物処理設備	固化系苛性ソーダ注入ポンプ起動時、苛性ソーダ供給流量計の不動作が認められたため、当該流量計を点検修理。	G III	
9	3.4号廃棄物処理設備	固化系乾燥機(A)蒸気入口弁において、シートリークが認められたため、当該弁を補修。	G III	